

大元帥陛下御駐蹕之地

大元帥陛下御駐蹕之碑は、昭和天皇が昭和6年陸軍特別大演習の際、演習を御統監された聖地として、旧清泉村により昭和14年に建立されています。

地元の小野崎・松島区では、毎年11月12日に行幸記念式典、元旦には年賀式典を区民一同のものと開催されています。

近くには、市指定文化財の年賀塚跡があり、年賀塚の地名の起りには、菊池15代武光公が戦争から帰る途中にこの地で正月を迎え、戦勝祝賀の宴を催したことからこの名がついたと伝えられています。桜の開花時には、地元有志による夜桜のライトアップが行われ、多くの人々が鑑賞されています。



認定番号第ふるさとH 22-10号 推薦者 小野崎区



認定番号第ふるさとH 22-11号 推薦者 平区

人権同和教育シリーズ ⑦ 七城中学校3年 浦本雅子さん

虐待をなくすためには

最近、殺人事件をよく耳にします。特に私に気がなっているのは、幼児虐待のニュースです。殺人をする理由は人それぞれあるけど、殺人の動機が理解できるものと、理解できないものがあります。

理解できるもので、例えば親を殺されて犯人が普通に暮らしていたとしたら、私は犯人を殺してしまおうかもしれません。父と母に「私が殺されたら、その犯人をどうする?」と聞くと、二人とも「絶対に殺すよ。殺しても殺したりん」と返ってきた。こんな子どもを育ててきた親も、思ってくれている親もいれば、幼児虐待など自分の都合だけで、なんの罪もない自分の子どもを簡単に殺してしまう親の気持ちも、私には分かりません。

私なりに虐待の理由を三つ考えてみました。その三つとは、「泣き声がうるさい」、「言う事を聞かない」、「幼児を育てるお金がない」です。その結果、泣き声がうるさい、言う事を聞かないという理由を三つ考

かないというだけで暴力をふるう親や、幼児を育てるお金がない、めんどくさいという理由だけで食事をさせない親のせいで、なんの罪もない小さな命がなくなってしまう。

この小さな命を助け、幼児虐待がなくなるためにはどうすればいいのかを考えてみました。一つ目は、熊本県しか設置されていない「このとりのゆりかご」を全国に設置することで、少なくとも幼児虐待で亡くなる子どもを減らせようと思います。

二つ目は、身近な人に相談することです。できれば、子育てをした事がある人に相談することで、色々アドバイスしてくれるかもしれません。そうしたら、少しでも楽になると思います。

三つ目は、警察が緊急を要する時、例えば親と連絡がつかない時や、虐待の疑いがある電話などがかかってきた場合などは、警察が家に突入できるようにすることです。今は裁判官による逮捕札状や捜査令状がないと突入の許可が出ません。しかし、このような手続きをしている間に、子どもたちが危険な状態にあるかもしれないのです。

四つ目は、親の子どもに対する責任を厳しく取り締まることです。アメリカでは、子どもを車中に置き去りにすると親は逮捕されるそうです。日本では、子どもを車中に残して買い物をしている最中に、熱中症などで毎年何人も子どもが命がなくなっています。そしてこのような行為を虐待だとは思っていない親が多いです。この意識を変えていくために、アメリカのように取り締まりを厳しくすればいいと思います。

今、このような事件を受けて子育てに関するさまざまなことが変わり始めています。例えば、父親の子育ての参加を目的とした、父親の育児休暇などが挙げられます。父親が子育てに参加することで、母親に負担がかからなくなります。それに、国が子育てにもっと力を入れれば、親がもっと楽になると思います。



虐待をなくすためには、親だけ責めるのではなく、警察や子育ての関係機関が協力して解決していかなければなりません。

菊池夢美術館情報

問い合わせ先 菊池夢美術館 ☎0968 (23) 1155

よろい展

期間 10月13日(木)まで

南北朝時代を中心に約450年栄えた菊池一族は後世にたくさんの宝を残してくれました。郷土の大きな歴史をなす菊池一族。毎年10月15日の祭りで使用する菊池24代のよろいを一堂に展示し、着付けの体験もあります。

体験料 1回 1,000円

第7回 女性の手しごと展

期間 10月18日(火)～11月15日(火)

8人の女性作家の作品展示・販売を行います。恒例になりましたこの「手しごと展」には、女性ならではのきめ細やかな作品が所狭しと展示されます。県の伝統工芸展に入賞された人の作品も数多くあります。ぜひお越しください。

※10月の休館日はありません。

ふるさと緑の便り 菊池グリーンツーリズム

問い合わせ先 きくちふるさと水源交流館 ☎0968(27)0102

◆親子で稲刈り体験

自然に包まれて暮らす人々の知恵に学ぶとき、「食」は人々の心を豊かにしてくれます。

親子で参加し、自然に触れて四季折々の食を学ぶ「おいしい村」(毎月開催)の秋は「稲刈り体験」。地元のおじいちゃんやおばあちゃんに手伝ってもらいながら、6月に植えた稲を刈る1泊2日の自然体験です。

今回初参加の家族も大歓迎です。ゆつくりとした時間・空間の開放感は、親子にとって大切なひとときです。是非ご参加ください。

とき 10月15日(土)～10月16日(日)

参加費 2,000円 (1泊2日)

対象 小学校1年生以上の子どもとその保護者 ※申し込みは開催の3日前まで



予定体験メニュー 農業体験(稲刈り、かけ干し、脱穀)、おはぎづくり、夕・朝ごはんづくり

「はい!こちら菊池市消費生活センターです!」④

問い合わせ先 菊池市消費生活センター ☎0968(36)9450 平日午前10時～正午、午後1時～午後4時 商工観光課入り口

今月は、訪問販売で断りきれずについた契約してしまった高価な商品について、誰にでも起こる可能性がある相談をご紹介します。

Q メガネ業者の訪問を受けた。眼の話になり「見えにくい」と伝えると、「無料で検査してあげる」と言われ、近くの車の中で検査を受けた。

検査後に合わせたレンズで、はつきり見えたが、値段を聞いて高価なことに驚き、断ろうとしたが、「材質が良くて高価だが、値引きしてあげる」と半額近い価格を提示された。それでも高いと思ったが、断りきれず契約してしまった。知人に話すと「騙されているのでは」と言われ不安になったので解約したい。

A センターには同様な相談が複数件あり、いずれもグリーン・オフなどで契約解除することができました。冷静に考えれば一般の通常価格からかけ離れた高価な価格だということが分かります。

訪問販売の場合は、契約日から8日以内は無条件で契約を解

除できるグリーン・オフ制度があります。電話勧誘販売や訪問販売で、予期しない契約をつい結んでしまった場合「一度頭を冷やして考え直す」制度です。

グリーン・オフによる解約では、消費者に一切の負担がなく契約の解除ができます。内金として払った金額も返金されます。「本当に必要な商品かどうか」「その価格は他店と比較して適当と言える金額か」、もう一度考えてみましょう。

「断りきれず、つい契約してしまっただけ」その時は販売員の説明を信じてしまったということも誰にでも起こりうるかもしれません。また、「契約したことを家族に知られたくない」と長期の分割払いに苦しむ結果になることもあります。グリーン・オフ期間が過ぎていても解約できる場合がありますので、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターでは、専門の相談員が常駐しています。相談は無料です。秘密は守られます。

わいふ一番館だより

問い合わせ先 わいふ一番館 ☎0968 (24) 6630

古布を愛する日々の手仕事展 赤池ちさ子と仲間達

昔ながらの古布、かすりなどを大切に一枚一枚つないだタペストリー、衣類、小物などを展示します。

菊池郡市難病患者と家族の作品展

原因不明、治療法不明の難病患者の人々が、不安と苦難の闘病生活の中で頑張った作品の展示会です。どうぞ見に来てください。

第2回まちかど資料館企画展 菊池市内の記念碑・顕彰碑の拓本展

古くからある菊池市の貴重な石碑を拓本にして展示しています。書は体を表し精神を映すと聞きます。歴史ある碑文に込められた万感の想いを感じ取ってください。

